

---

サービスの向上に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう、これに必要不可欠な個人情報の利用を含めた必要な施策を講ずるものとする。

---

## 第四 こころの健康政策推進協議会等

---

### 一 こころの健康政策推進協議会

#### 1. 設置

厚生労働省に、精神疾患対策に関する事項を処理するため、こころの健康政策推進協議会(仮称)(以下「協議会」という。)を置くものとする。

#### 2. 所掌事務等

##### ① 所掌事務

協議会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- 1.精神疾患対策推進基本計画の案について、厚生労働大臣に意見を述べること。
- 2.精神科医療に関するガイドライン(第三の二の1のガイドライン)の案について、厚生労働大臣に意見を述べること。
- 3.精神疾患対策の実施状況について検証、評価及び監視を行い、必要と認めるときは、厚生労働大臣その他の関係各大臣に建議すること。
- 4.精神疾患対策に関する関係機関及び関係団体との連絡調整その他の事務。

##### ② 資料の提出その他の協力等

協議会は、その所掌事務を遂行するため、行政機関及び地方公共団体に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求め、又はその業務の運営状況を調査することができるものとする。

#### 3. 委員

① 協議会は、委員〇〇人以内で組織するものとする。

② 協議会の委員は、精神疾患を有する者及びその家族又は介護者を代表する者、精神科医療を含む精神保健サービスに従事する者及び精神福祉サービスに従事する者並びにこれらに関する学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。

#### 4. その他

協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

### 二 都道府県こころの健康推進協議会

#### 1. 設置・所掌事務

都道府県は、当該都道府県における精神疾患対策に関する事項を処理させるため、条例で定めるところにより、都道府県こころの健康推進協議会(仮称)(以下「都道府県協議会」という。)を置くものとし、都道府県協議会は、上記一の国の協議会に準じて、当該都道府県の都道府県精神

次のページにつづく➡

---

疾患対策推進計画について意見を述べ、その精神疾患対策の実施状況について検証、評価及び監視等を行うものとする。

## 2. その他

都道府県協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めるものとする。

## 三 市町村こころの健康推進協議会

### 1. 設置・所掌事務

市町村は、上記二の都道府県協議会に準じて、当該市町村における精神疾患対策に関する事項を処理させるため、条例で定めるところにより、市町村こころの健康推進協議会(仮称)(以下「市町村協議会」という。)を置くよう努めなければならないものとする。

### 2. その他

市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めるものとする。

## 第五 施行期日

この法律は、〇〇から施行するものとする

---

## 第六 経過措置(集中改革期間)

---

### 一 この法律施行後最初に策定する精神疾患対策推進基本計画等

- ① 政府は、この法律の施行後最初に策定する精神疾患対策推進基本計画については、集中改革期間(精神保健・福祉の各領域にわたる改革を集中的に実施すべき期間をいい、この法律の施行の日の属する年度から平成〇年度までとする。以下同じ。)において講ずべき施策の具体的な目標を定めるものとする。
- ② 都道府県及び市町村の精神疾患対策推進計画も、上記①に準じるものとする。

### 二 集中改革期間における法制上の措置に関する留意事項

政府は、集中改革期間において第一の五の措置を講ずる場合において、必要となる法制上の措置については、可及的速やかに、実施できるものから順次、段階的に講ずるものとする。この場合においては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 精神保健福祉法、医療観察法その他の法律における非自発的入院の在り方
  - ② 精神保健福祉法における保護者制度の在り方
  - ③ 以下 (略)
- 
-

# こころの健康政策構想会議 委員構成名簿

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
提言起草委員会		検討委員会協力委員	
岡崎 祐士 座長	東京都立松沢病院 院長	神庭 重信	九州大学医学研究院 教授
竹島 正 副座長	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神保健計画部長	河西 千明	横浜市立大学医学部精神科 准教授
福田 正人 副座長	群馬大学大学院医学系研究科 准教授	小泉 典章	長野県精神保健福祉センター 所長
伊勢田 堯	東京都立松沢病院	斎藤 万比古	国立国際医療センター国府台病院 心理・指導部長
岩成 秀夫	神奈川県立精神医療センター 所長	斎藤 正彦	医療法人社団翠会 和光病院 院長
大野 裕	慶應義塾大学保健管理センター 教授	高木 俊介	たかぎクリニック 院長
小島 卓也	大宮厚生病院 副院長	高橋 ひとみ	東京都杉並区上井草保健センター 保健師
田尾 有樹子	社会福祉法人 巢立ち会 理事	竹元 隆洋	指宿竹元病院 理事長
野中 猛	日本福祉大学社会福祉学部 教授	中根 允文	出島診療所 所長
堀江 紀一	特定非営利活動法人世田谷さくら会 理事	中村 ユキ	漫画家
増田 一世	社団法人 やどかりの里 常務理事	橋本 康男	広島県国際課
西田 淳志 事務局長	東京都医学研究機構東京精神医学総合研究所 研究員	広瀬 徹也	晴和病院 院長
検討委員会委員		藤原 修一郎	NPO 地域精神医療ネットワーク
朝田 隆	筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授	古川 壽亮	名古屋市立大学医学部 教授
安西 信雄	国立精神・神経医療研究センター病院 副院長	堀越 栄子	日本女子大学 教授
市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター 小児・思春期精神科	松原 三郎	松原愛育会 松原病院 理事長兼院長
宇田 英典	鹿児島県始良保健所長	水田 恵	自立支援センターふるさとの会
奥村 茉莉子	帝京平成大学臨床心理センター 教授	森川 すいめい	久里浜アルコール症センター
菅間 真美	聖路加看護大学 教授	山角 駿	財団法人 花園病院 理事長兼院長
金田一 正史	千葉県障害福祉課 精神保健福祉推進室	渡邊 博幸	国保旭中央病院 神経精神科 地域精神医療推進部 医師
小石川 比良来	亀田総合病院心療内科 精神科部長	当事者・家族委員	
斎藤 利和	札幌医科大学医学部 教授	宍村 律子	全国精神障害者団体連合会
佐藤 光展	読売新聞東京本社医療情報部 記者	井手 宏	KHJ西東京親の会 会長
佐藤 茂樹	成田赤十字病院 精神科	小笠原 勝二	西多摩虹の会 会長
澤 温	医療法人北斗会さわかみ病院 理事長	岡田 久美子	さいたま市精神障がい者家族会もくせい家族会 会長
下寺 信次	高知大学医学部 准教授	風見 幸子	全日本新酒連盟
末安 民夫	慶應義塾大学看護医療学部 准教授	上岡 陽江	ダルク女性ハウス
高橋 貴志子	東京都多摩府中保健所 保健師	川崎 洋子	全国精神保健福祉会連合会 会長
立森 久照	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所精神保健計画部 室長	黒川 常治	地域生活支援センター ピア相談員
田中 英樹	早稲田大学人間科学学術院 教授	齊藤 紀恵	東京都精神障害者団体連合会 事務局長
津川 律子	日本大学文理学部 教授	椎名 謙	東京兄弟姉妹の会
平田 豊明	静岡県立こころの医療センター 院長	島本 禎子	東京都杉並家族会 理事
正木 寛也	法政大学法学部 准教授	竹内 政治	全国精神障害者団体連合会 理事
松下 正明	東京都健康長寿医療センター 理事長	辰村 泰治	社団法人やどかりの里
松本 俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所自殺予防総合対策センター 室長	沼田 光子	やどかりの里 浜砂会 副会長
三國 雅彦	群馬大学大学院医学系研究科 教授	野村 忠良	東京都精神障害者家族会連合会 会長
山内 慶太	慶應義塾大学看護医療学部 大学院健康マネジメント研究科 教授	野村 義子	調布かささぎ会
山根 寛	京都大学大学院 教授	堀 澄清	社団法人やどかりの里 理事
横山 和仁	順天堂大学医学部 教授	眞壁 博美	立川まの会 会長
吉住 昭	国立病院機構 花巻病院 院長	松沢 勝	東京都練馬家族会 副会長
検討委員会協力委員		三田 義久	全日本新酒連盟 理事長
浅井 邦彦	静和会 浅井病院 理事長兼院長	森重 寿一	東京都精神障害者団体連合会 事務局次長
伊藤 順一郎	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 社会復帰研究部長	山崎 勝弘	東京都精神障害者団体連合会
伊藤 哲寛	北見赤十字病院精神科	山谷 清志	同志社大学大学院 教授
伊藤 弘人	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 社会精神保健部長	渡邊 昌浩	社団法人やどかりの里 やどかり情報館
上ノ山 一寛	南彦根クリニック 院長	事務局	
貝谷 久宣	なごやメンタルクリニック 理事長	分島 徹	東京都立松沢病院 副院長
川副 素成	国保旭中央病院 院長補佐	小池 進介	東京大学大学院医学系研究科
		山崎 修造	東京大学医学部附属病院
		今村 弥生	東京都立松沢病院
		石倉 習子	東京都立松沢病院
		長門 大介	社会福祉法人 巢立ち会

「このころの健康推進」を日本の基本政策に！

三大疾患にふさわしい精神保健医療改革で

「このころの健康の危機」を克服できる安心社会の実現

「このころの健康政策懇話会」の取り組みを支持し、  
その提言を政策として速やかに実現することを求める

**24,152名**

の当業者・家族・サービス提供者・一般市民の方々から  
署名をいただきました

このころの  
健康政策  
懇話会

(2010年4月3日～2010年5月28日の懇話会開催期間中)



○	雲	識
○	取	香
○	識	法
○	雲	箱